

第17回(令和2年度)ニセコ町都市計画審議会議事録

日時:令和3年(2021年)1月28日(木) 午前10時00分～11時30分

場所:ニセコ町民センター 研修室1

出席委員:牧野会長、下田委員、荒木委員、木下委員、浜本委員、高瀬委員

ニセコ町:(建設課)金澤係長、島田主事、(企画環境課)柏木参事

議事

議案第1号 ニセコ町景観条例の一部改正について

その他 環境関連条例について

●事務局

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は本日事務局を担当しております建設課の金澤です。ただいま、委員6名のうち5名の方がおそろいでございます(1名遅れて出席)。定足数に達しておりますので、ただいまから第17回ニセコ町都市計画審議会を開催させていただきます。

本日の都市計画審議会のご案内の通り、ニセコ町景観条例の一部改正について、その他企画環境課から、環境関連条例についてご報告がございます。最初にお手元資料の確認をさせていただきます。本日は議案と報告事項について、資料1から5となっております。

それでは、議事の進行を、会長お願いいたします。

●会長

おはようございます。それでは早速議事に入りますが、本日は、議案第1号及びその他となっております。説明やご発言に当たりましては、要点を明確に、かつ簡潔に行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号ニセコ町景観条例の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局

前回の審議会でご意見いただいた部分などを精査し、整理を行いましたので、ご確認いただき、審議をお願いいたします。

改正点につきましては、①氏名等の公表対象について、設計者(設計者及び施工者)を追加するにあたって、条文にその立場を明確化し、その責務等を明文化します。②工作物の協議対象として、風力発電設備及び太陽電池発電設備を条文に明文化します。③建築物・工作物の協議対象については一団の取り扱いを条文に明文化します。④土地の協議対象にある「同一事業者」という表現については、協議逃れを今後防ぐために一団の開発事業の判断基準を別に定め、同一性を持った事業者の取り扱いを設定しますので条文か

ら削除します。⑤説明会の開催に合わせて資料の公開を追加します。⑥景観上の影響が軽微と判断される場合、説明会の開催や資料公開の手続きを要しない旨を、ただし書きで規定します。⑦説明会の再開催、資料の再公開についても条文に追加します。⑧協議同意後、一定期間以上未着手の事業については再協議を要する内容を追加します。以上の内容について、条例・施行規則・審査基準の各条項の詳細をご確認ください。

まず条例から説明します。資料2をご覧ください。

第2条(定義)第3号に「設計者等」を加え、建築等の設計施工に関わる者について定義付けしております。また、第7号には風力発電設備、太陽電池発電設備を加えました。

第6条の2として設計者等の責務について設定しています。設計者施工者が業務に携わる時は景観づくりに寄与するよう努めていただくという努力規定を設けています。

第20条のコミュニティ協定認定の取り消しについてですが、「前条の規定」を「前条第2項の規定」として条項を修正します。

第28条の「開発事業を行おうとする者」については、これまで特段の解釈がありませんでしたが、「主たる事業主及び設計者等」という形で、事業主のみならず設計者等も対象になるということで表現を追加しています。第28条第1号は建築物等の一団の取り扱いについて、1000㎡以下であっても隣接して一団の建設を行い、その規模が合算して1000㎡を超えるものを含むという文章を追加しています。第2号についても同様の規程を追加しています。第4号については「同一事業者」という表現がありましたが、こちらは別で定めていますのでここでは削除します。第5号の「同一事業者」も同様に削除しています。第6号については、景観地区内では土地の区画形質変更を伴わない分譲販売についても3000㎡以上で協議対象になりますので、条項の順序を整理しています。

第29条第1項は表現の変更です。第2項については、表現をわかりやすく修正しました。

第30条第1項では、景観上の影響が軽微なものは説明会の開催を要しないというただし書きを追加しています。これは、個人の戸建住宅等で高さがわずかに超えるものなどを想定してういます。第5項は、説明会の再開催についての規定を明文化しています。

第30条の1としまして、資料の公開規定を新たに追加しています。開発事業の協議に先立ち、説明会とあわせて資料の公開を行っていただく規定となっています。第2項は資料公開の通知、第3項は資料の公開期間を規定しています。公開期間は説明会開催の日から14日間を原則としますが、このほかに開発事業者が公開をする場合は、期間をプラスして公開できるただし書きをつけています。第4項は、関係住民等が公開期間内に意見がある場合に、開発事業者に対し意見書を提出して意見を述べることができる規定としています。第5項は、開発事業者による意見書への対応について規定しています。第6項は、町長への公開結果報告規定です。第7項は、資料の再公開の規定となっています。

第33条第5項に、協議同意後一定期間以上未着手の事業については、改めて協議をしていただく内容を追加しています。同意の通知日から3年以内に行為着手しなかった場合に再協議を行うこととしていますが、3年という期間設定については後程、委員の皆様からもご意見をいただきたいと思えます。

第37条の勧告規定に、資料の公開を行わないとき場合を第3号に追加しています。

最後の附則になりますが、施行期日について、予定では今年4月1日としていますが、経過措置として、施行日前までに協議し着手した開発事業は規定を適用しないこと、また屋外広告物についても同様にすでに表示されているものには、今回の改正内容を適用しないという経過措置を設けています。

続きまして、施行規則について資料3をご覧ください。

第20条第3項第2号では、景観地区内における建築物の認定申請の前までに協議を行うという規定を設けています。第3号についても同様の規定になりますが、こちらは工作物

及び開発行為に対する景観地区内での申請になります。

第23条第1項は、条例で新たに追加した資料公開についての規定であり、資料公開の方法等について規定しています。第2項は、資料の公開方法について、第3項は報告様式についてです。

第24条第3項の「景観地区」について、条例で規定しているためその条項を条文に追加しました。

別表1-2は資料公開時に求める図書の内容を定めています。事業概要書、付近見取図、配置図、平面図、立面図、イメージ投影図となっております。イメージ投影図は事前景観調査報告の時に提出していただいているものです。その他、必要に応じて町長が必要と認めるものとしております。

続きまして、指導審査基準の内容について資料4をご覧ください。

3 説明会の開催に、(3)資料の公開方法についての指導基準を追加しています。関係住民への通知方法と、関係住民以外への公開方法を規定しています。

5 開発事業の協議に関わるその他の基準について、(1)には冒頭で説明した、開発事業における一団の判断基準について新たに定めています。一団の開発事業についてはこれまで、事業主体や物理的な位置関係、事業区域、その他時期的なものにおいて連続性があるかどうかの判断を運用の中で行ってききましたが、審査基準で明確化したいと考えており、その判断基準をアからエで定めています。アは行為主体の同一性であり、この項目の設定したことにより、条文の「同一事業者」という表現を省いています。イは利用目的の一体性であり、道路や上下水道といった公共施設の共有や、区域間での専用利用などがあるものは一体性があると判断します。ウ物理的位置関係について、「隣接」というのは連続した土地だけではなく、所有権の異なる土地や官地を隔てた土地も含まれ、「近接」についても同様に取り扱います。エ時期的関係については、計画的・連続的(2年以内)に開発事業が進められる場合は、一段の判断をします。以上の4つの視点から一団がどうかの判断をしたいと考えています。

以上が主な変更内容になります。その他細かい文言修正等を行っていますが、多数ありますので説明を割愛させていただきます。一旦ここで一度説明を終わります。改正スケジュールについてまた後程説明いたします。

●会長

ただいま事務局より説明がありました内容について、ご意見、ご質問をお受けします

●委員

指導審査基準3(3)に関して、関係住民以外の住民への公開方法はニセコ町の指定場所における閲覧やホームページ等でと書いてあるが、指定場所とはどういったところを想定しているか。またホームページは、開発事業者のホームページで公開するのか、ニセコ町のホームページで公開するのか。

●事務局

資料公開は開発事業主体で行っていただく形で、説明会同様の取り扱いとしています。資料の閲覧に関しては書面での閲覧が考えられますが、町外で閲覧場所を設定されても困るので町内で場所を決めていただきたいと思いますと考えています。ホームページは、基本的には開発事業者のホームページになります。ただし、公開場所を町にも通知いただくので、町ホームページで公開場所についての周知をします。また事業者から許可が得られれば、公開場所のリンクを町ホームページに貼ってお知らせすることも可能と考えます。

●委員

町内のどこに公開するかはその事業者任せということか。

●事務局

はい。たとえば開発事業者で施工を依頼している会社が町内にあるとか、普段やりとりする方が町内にあるならば、そこを閲覧場所として設定する方法もありますし、そういった場所がないのであれば町の公共施設にするとか、さまざまな方法が考えられると思います。事業者から相談があれば、公共施設等を町から紹介することもあると思います。

●委員

資料公開をしていることを、どのように関係住民やそれ以外の人たちに周知するのか。

●事務局

資料の公開期間を説明会開催の日から14日間と設定していますので、関係住民の方にはおそらく説明会開催のお知らせと同時に資料公開についても周知されると思います。それ以外の方へは説明会同様に、町ホームページやラジオニセコ等でのお知らせになると考えています。資料の公開の規定は今回新たに追加した内容になりますが、開発事業者の方に事業内容を広く情報公開していただきたいという思いで盛りこんでいます。

●委員

これまで、説明会の開催範囲等についても関係住民に対しての狭い範囲で規定されていた。運用の中では広く周知して参加していただいていたが、今回条例や規則の中で整理を行った。資料公開というの、ある意味義務付けのような規定となっている。

●委員

今回の改正点についてはかなりボリュームがあるが、前回の審議会の中で議論した部分もきちっとまとめられていると思う。

●委員

氏名等の公表については、専門の先生に助言いただきながら検討したところ、規則だけでなく条例の中にも明文化すべきということであった。明文化することによって設計者や施工者もある程度責任が生じるので、かなり効果があるのではないかと期待している。大きな開発事業になると、名のあるコンサル等が入ってきたりもするので、そういう意味では抑止力につながると考える。風力発電と太陽電池については、現段階で具体的な開発相談は特にはないが、具体的な話が出る前に、景観条例でも協議対象にしたいと思っている。

●委員

一定期間未着手の事業の取り扱いについて。協議同意してから、企業の都合でなかなか工事が進まない事業があるが、年数が経ってから着手しようとしたときに、協議の同意をした当時とは周辺の環境や景観への影響が変わっている恐れがあるため、同意から着手までの一定の区切りが必要ではないかということで新たに規定した。たたき台では3年で設定しているが、何年とするのが妥当かご意見をいただきたい。

●委員

都市計画法の開発行為では年数の規定があるのか。

●事務局

現行の都市計画法では、着手をしなくても、一度開発許可がおりれば許可という状態になります。ただし、どの法律もそうですが、未着手の状態でも法律改正があった場合は、改正内容に合うように是正しなければなりません。しかし、着手している場合は既存不適格の扱いとなり、そのままの内容で施工可能なのが国の法解釈となります。今回の条例改正は、あくまで未着手の事業の取り扱いの仕方になりますが、法律上の取り扱いはあるものの、条例としても基準を明確にしないと後々問題となることも考えられますので、同意から着手までの年数を明確化したいと考えています。

●委員

では、着手したあと数年間工事がストップした場合には、どういう処置をとるのか。

●事務局

この条例でも、法令上も、すでに着手しているのであれば、数年経っても事業をそのまま行えるという判断になります。ただしあくまでも原則事項であり、どこまで着手しているかによって判断も変わると思います。たとえば条例で建物について同意をされていて、土工事には着手しているが建物自体の工事に着手していない場合は未着手として判断できると思いますし、個別で状況を確認しながら判断する必要はあります。

●委員

着手までの期間については、他の自治体の事例では5年としているところもある。

●委員

3年でよいと思う。開発のスピードが早いので、3年も経てばかなり動くと思う。

●委員

早いほうがよいと思う。

●事務局

それでは3年の設定で進めたいと思います。

●委員

情報公開の部分で、たとえば町内の開発申請の状況などを公開できる範囲で、住民の皆さんに広くお知らせする意味でも広報の特集で取り扱うことはできないか。ニセコ町の開発の状況やそれに対する町の方針など。

●事務局

今後、資料公開を義務付けることとなれば、公開資料は町のさまざまな場面でも活用させていただきたいので、企業から同意を得られればある程度可能だとは思いますが。開発区域や簡単な資料であればそこまで慎重にならなくても良いと思うが、企業の開発事業なので、詳細な資料を使うということになれば、同意をいただいた方が間違いないかなと思うので、同意を得られれば、可能な部分もあると思います。

●委員

できれば、情報公開に同意してもらうような誘導をかけるとか、その方が企業にとっても、地域住民からの好感度は上がる。

●委員

おそらく今回の条例改正で資料公開の規定が設けられれば、開発事業者も情報公開をしなければならないと認識すると思う。

●会長

ほかに、ご意見・ご質問はございませんか。なければ、議案第1号「ニセコ町景観条例の一部改正について」ご承認願います。

(一同承認するとの声あり)

●会長

ご承認いただきありがとうございます。

●事務局

最後に今後の改正スケジュールについて確認させていただきます。本日の都市計画審議会にて協議いただきましたので、この内容をもちまして、2月5日から18日までパブリックコメントを実施する予定です。その後、寄せられた意見に対する回答を21日に公開予定です。もし、再度見直し内や容確認が必要であれば、皆さんに周知をしてご確認いただきます。改正内容に大幅な変更がなければ、その内容をもちまして、法令審査会、3月の定例議会に上程したいと思います。議決後に告示、今年4月1日からの条例施行予定というスケジュールで考えておりますので、ご報告とさせていただきます。

●会長

次に「環境関連条例について」企画環境課より説明をお願いします。

●企画環境課

資料5をご覧ください。現在、企画環境課が事務局となり、条例三本の制定と、環境基本条例の改正について審議を行っています。都市計画審議会の審議事項とも関係する部分があるので、そこを中心に説明をいたします。

まず条例の制定・改正の背景として、温暖化の進行がかなり急速に進んでおり、世界的にそこに対応していくために、危機感を持って、具体的な流れをもって各国でいろいろと動いている状況です。ニセコ町でもこの流れを受け、昨年の7月に気候非常事態宣言を行っており、2050年までにニセコ町としてもゼロカーボンを目指すことを表明しています。宣言の中身としては、気候変動への緩和と適応を両輪とする、気候変動対策を推進する旨を明示しています。気候変動の「緩和」とは、従来から温暖化対策と言われている部分です。ニセコ町は従来から、環境モデル都市アクションプランの中で、2050年までにCO₂を86%削減とするという目標を立てています。残りの14%を何とかするため、現在別立てのSDGs関連事業の中で、町内の森林のCO₂吸収効果がどれくらいあるのか算定を行い、森林で14%すべてをカバーできるのか検討しています。もしカバーできないと結果となれば、86%削減の目標をもう少し踏み込まなければなりません。しかし、温暖化対策を行っても、気温上昇やある程度の影響は避けられない状況になっていますので、そこに対応していくというのが、一方の「適応」という考え方になります。これについては、実際にどのような影響が出ているか、あるいは将来想定される影響を踏まえた上での町としての対応の方向性を、今年度末を目途に整理します。緩和と適応の両面から気候変動対策を推進していくために、従来から取り組んでいる温室効果ガスの排出抑制関連の取り組みの一環として今回新たにルールを作り、さらに踏み込んだ温暖化対策をしていくために、現在動いている状況です。

条例案については、環境審議会や環境モデル都市推進委員会を設置し、さらにその中にそれぞれ部会を設け、専門家に意見をいただきながら審議を進めています。具体的には

「ニセコ町再生可能エネルギー事業の適切な促進に関する条例」「ニセコ町気候変動対策推進条例」「自転車の適切な利用促進の推進に関する条例」の制定、「ニセコ町環境基本条例」の改正の4つになります。そのうち、都市計画審議会とも関連性が深い、「ニセコ町再生可能エネルギー事業の適切な促進に関する条例(以下、再エネ条例)」と「ニセコ町気候変動対策推進条例(以下、気候変動条例)」について説明いたします。

まずに再エネ条例についてです。この条例は、再生可能エネルギーを地産地消して地域経済の活性化につなげるため、太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーの利活用を進めていくことを目的としています。しかし利活用にあたっては、安全対策や環境・景観への配慮は必要と考えますので、事業を始める際に事前相談や届出、地域住民への説明機会の確保といった手続きを事業者に向けて、安全や環境面に配慮していただきます。その一方で、地域にとって有用な再生可能エネルギー事業については、町がバックアップして推進をしていくという内容で、条例の策定に向けて作業を進めています。

条例の規制対象となる事業は、基本的に再生可能エネルギー事業全般と考えています。ただし、届出の対象に関しては一定の要件を設けています。また、安全対策、災害の防止、自然環境の保護の観点から、再生可能エネルギー設備を設置する場所に一部制限をかけたいと思います。制限場所として、例えば地すべり防止区域や土砂災害が心配されるような区域や、森林法で指定されている保安林などを想定しております。町内に存在しない鳥獣保護区域といった区域は、あらかじめ対象から外しています。また、町への事前相談や住民説明会の開催、届出の対象規模として、10キロワット以上の定格出力を持つ再生可能エネルギー設備という基準を設けています。ただ、建物の屋根や屋上、壁面に設置するものや家庭用のものについては対象外とし、基本的には屋外に野建てで設置するものを対象として考えております。なお規模感としては、設置方法等によっても変わりますが、家1軒分くらいの広さにパネルを設置すると大体10キロワットという大きさになります。また、事前相談や住民説明会、届出で手続きが終わるわけではなく、発電施設の設置後、毎年の発電状況や設備の稼働状況を報告していただいたり、事業終了時には終了時期や撤去についての届出、さらに撤去後の完了報告までの手続きを考えています。こうすることで、発電事業が終わったあとに設備を放置されることを防ぎたいと思っています。

一方で推進への取り組みとして、地域住民が主体となって行う地域振興型の再生可能エネルギー事業については認定を行い、町で何らかの方法で支援を行う制度も検討しております。それから、条例には、たとえば環境面への配慮や地域振興型の再生可能エネルギー事業などについての具体的な指針も定めています。さらに条例案に合わせ、施行規則や指針についての素案も作成しており、これらは1月20日から2月10日までの期間でパブリックコメントを開始しています。現在、町ホームページ、企画環境課窓口で広告縦覧を行っており、その後、3月議会に提案し議決となりましたら、今年4月に制定という流れとなります。ただし施行につきましては、規制を伴う条例ということがありますので、少し期間を設けて1年後の施行を予定しています。

続いて、気候変動条例についてです。こちらはまだ内容を検討中で、パブリックコメントはまだ実施していません。こちらの条例は、町内で建物を新築する際に手続きが生じる規制を盛り込んでおり町内のさまざまな方に影響する条例になります。そのため、例年町で実施しているまちづくり懇談会で広く町民の皆さんからご意見を伺った上で内容を詰めていきたいと考えていたのですが、新型コロナウイルスの影響で今年度は懇談会を開催できませんでした。そのような状況のため、気候変動条例については新年度に町民の皆さんから意見を聞く機会を探りながら、今年の9月に議会提案を行う方向で進める予定です。そのため今日説明する内容はあくまでも、今現在の条例のたたき台となりますのでご了承ください。

気候変動条例は、気候変動への緩和と適応を進めていくにあたっての取り組みを計画

的かつ具体的に進めていくための内容を規定しています。体系としては、町の憲法であるまちづくり基本条例の下に環境基本条例が制定されており、さらにその下に気候変動条例を位置付けています。条例の内容としては、気候変動への「緩和」の面から温暖化対策への計画を策定し、施策を行いながら脱炭素社会作りを目指し、「適応」の面から対応策についての基本方針を作り、それに沿った各分野の取り組みを推進していくという大枠で条例案を整理していきます。

「緩和」への取り組み(地球温暖化対策)として、ア事業活動における環境への負荷の低減については、温暖化の取り組みをしていただける町内の事業者と、町が協定を結び、町が事業者の活動を支援していく内容を規定しています。具体的な支援内容については来年度、環境モデル都市推進委員会の中で制度設計を行います。現時点ではコンサルタントの派遣や省エネ診断の実施、省エネ改修費用の助成などを想定しています。イ建築物に関する環境への負荷の低減について、建物を新築・改築する際、省エネ性能が高い建物を建築するよう町で誘導する制度となります。建築主に建物のエネルギー性能の評価をしていただくほか、太陽光パネルなど再生可能エネルギー設備の導入なども検討していただき、検討結果を町へ届け出ることを義務づけることとしています。検討した結果、省エネ性能の高い建物にしないという選択でも構わないと思っておりますが、すでに同様の制度を実施している長野県では、検討を行ったほとんどの建築主が省エネ性能の高い建物を選択しているそうです。ただし、この4月から建築物省エネルギー法が改正される予定でして、以前は小規模な建物は法律の対象外だったのが、法改正によって小規模な建築物も規制の対象になるという話があります。こちらの法律については、建築物の省エネルギー化について一定の基準を設けていますが、建物の規模によって義務となる部分と努力義務となる部分があり、さらに住宅のような小規模な建物では、一部適用除外になる規定も出てきます。そのため気候変動条例では、法律とバッティングしない形で建築主に検討義務を課していこうと考えていますが、改正後の法律の施行状況なども見ながら、委員会でさらに内容を検討したいと思っております。ウ自動車の利用に関する環境への負荷の低減について、公共交通機関の利用促進やエコドライブなどをお願いするような内容としています。エ エネルギーに関する情報の提供について、温室効果ガスの排出量の算定に必要な情報を、町内で電気やガス、燃料などを販売する事業者さんに提供していただくことも、条文に盛り込む予定です。

「適応」への取り組みとしては、気候変動適応に関する方針を作り、農林業、経済産業活動、自然生態系、自然災害、健康生活といった各分野での計画の中に、気候変動への適応についての具体的な取り組みを盛り込みながら施策を実施することを条例に盛り込んでいく予定です。気候変動条例については今年の10月制定の予定ですが、施行までは1年間の準備期間を設け、町内の皆さんや関係事業者さんへの周知、あるいは、関係事業者さんに対してエネルギー性能の計算の仕方の研修といったようなことなども行っていきたいと考えております。

その他「自転車の適切な利用促進の推進に関する条例」の制定と「ニセコ町環境基本条例」の改正も予定していますが、こちらは再エネ条例と合わせて現在パブリックコメントを行っています。条例の改正案や詳しい内容については町ホームページの募集情報に、1月20日付で記事を掲載していますのでご覧ください。以上でございます。

●会長

ただいま企画環境課よりご説明いただきました内容について、委員の皆様から、ご意見、ご質問をお受けいたします。

●委員

再生可能エネルギー設備の設置抑制区域の中になぜ保安林が入っているのか。防災のために斜面を抑制することは理解できるが、例えばスキー場近辺は保安林がたくさんあり、

安全な場所もある。町の考えで抑制区域としているのか、あるいは国の指針なのか。

●企画環境課

抑制区域として指定したのはあくまでも町になります。保安林の性格上、森林の保護を目的に都道府県から指定されている場所になりますので、そのような観点から抑制区域としています。ただし保安林の指定解除ができないわけではありませんで、保安林のエリアを活用するのであれば、まずは保安林の指定を外した上で活用するというのが順当なのかと思います。保安林の活用を否定するというではありませんが、たとえ安全な場所であっても森林や水源の保護という観点から見て、その場所で利活用を推進するわけにはいかないの、まずは保安林の指定をどうするかという話があって、指定解除しても問題がないという判断がなされるのであれば、指定解除した上で利活用を行うのはやぶさかではないのかと思います。また、この抑制区域の中には国定公園は入れていません。国定公園については国の考え方が変わってきていて、環境に負荷をかけない範囲での利活用の仕方というのを議論されています。国定公園をワーケーションの場として活用するといった話なども出ています。実際に町内でも国定公園のエリアにホテルや宿泊施設がありますので、例えばそのエリア内の施設の事業者さんが敷地内に太陽光パネルを設置してホテルの電気を賄うといったことまで規制するつもりはありません。ただ設置にあたっては、事前に届出や住民説明会といった手続きを行っていただくこととなります。一点補足ですが、再生可能エネルギー事業の届出の際には、景観条例の協議対象となる大規模な施設の場合、景観条例の手続きを先に行っていただき、その同意結果通知書の写しを添付していただく立付けとしています。景観条例と連動する形で、こちらの条例の中身も整理しています。

●委員

再エネ条例では風力発電についても、町が認定して必要があれば支援するというスタンスになっていると思うが、風力発電設備は基本的に景観条例の協議対象になる。景観への配慮と再生可能エネルギーの推奨という、両者のバランスをどのように考えれば良いのか。たとえば風力発電設備の設置にあたって、町として設置を推奨できる場所、建てられたら困る場所といった、エリア分けについての検討は今後あるのか。

●企画環境課

ゾーニングの話も委員会や部会で検討しており、再生可能エネルギーの専門の先生方からは、ゾーニングをするべきだという意見もありました。しかし弁護士の見解では、私有財産に対してゾーニングをするのは難しく、現実問題としてニセコ町の場合は無理だろうということになりました。他の自治体でエリア分けができてるのはほとんど海岸地帯や工業地帯で、風力発電設備以外ほとんど他の用途が考えられないような場所だったりすると、ある程度ゾーニングは可能だと思いますが、ニセコ町では難しいと考えています。

●委員

海岸沿いでは風力発電設備しか用途がないかもしれないが、海で遊ぶ人にとってはそれが邪魔だと思う人もいる。他にないからといってもゾーニングは簡単にできるわけじゃない。規制をかけるときは、相当いろんなことを考えた上でやらないといけない。逆に、良かれと思ってかけた規制が足かせになってしまうこともある。景観についても、個人差があり、人によってまったく考え方が違う。それを規制するのは非常に難しい話。

●委員

審議会の立場として見れば、やはり難しいけどゾーニングについてのある程度の方

といったところを整理してやっていただきたいと思う。

●企画環境課

先ほどの抑制区域についても、他の法律で規制されている部分を抑制区域としている形で、独自にゾーニングをするのは無理だというのが現時点での部会の結論です。今のニセコ町の現状を踏まえた上で審議し、4つの区域を抑制区域として、条例案にまとめています。

●委員

そもそも風力発電も太陽光発電も、冬に雪があるニセコ町で設置したときに、発電能力はコストに見合うのか。

●企画環境課

正直、風力発電については難しいと思います。風力で一定程度発電させるのであれば、平均風速で7m/s以上ないと駄目だそうです。ニセコ町は、3~4m/s程度。

●委員

であれば、ゾーニングという話もちろんあるが、事業者へニセコ町で施設を建てても無駄だという誘導教育は必要だと思う、事業者も商売だと思うので。

実際に現時点で、町内で再生可能エネルギー事業に対する相談はあるのか。

●企画環境課

今現在相談はありませんが、太陽光発電の相談は過去になかったわけではないということ、実際に空知地方は豪雪地帯ですが、かなり太陽光発電施設が増えています。最近では太陽光発電施設の設置に関する住民とのトラブルも起きており、トラブルが起きてから自治体が慌てて条例を作って規制をしている状況もあります。何とも言えない部分もありますが、技術が進むと今まであり得なかったことも起こり得ます。また売電価格もかなり動くので、実際はどういう形で動いていくのが良いか先が読めません。これまで太陽光に関しての相談がまったくなかったわけではないということや、ゼロカーボンを目指していく、再生可能エネルギー投資をしていくという町の方針、それとあわせて、きちんと対策を取ってもらった上で推進していきたいという思いがあるので、今回このような条例を作ることになりました。

●委員

ニセコ町の人口は微増、横ばい傾向でしばらくは推移する見通しだが、北海道全体や周辺町村においては人口減少が予想されている。空知地方のみならず他の各自治体が風力・太陽光発電設備を無計画に乱立させるリスクもあるかも知れない。2050年以降の全体の電力需要と供給バランスを見ながら、共有・協働の事も含め設備の耐用年数、更新や撤去のこと、再利用のことなども自治体の枠を超えて進めていく必要があると思う。

●委員

高気密高断熱といった省エネ性能については、今後ホテルとか大規模な建物が多数建っていくと思うが、エネルギー性能を計算して検討してもらうだけでは効果が弱いのでは。

●企画環境課

性能計算については大規模建築物になると法律で義務になっていて、やらなければ建築確認申請の審査が通らないなど、法律の縛りがあります。ただ、国の省エネ性能基準は非常にゆるく、現在建っている建物で基準をクリアできてしまうという問題もあります。実は

法律の中では、自治体が独自に基準を上げることも可能とされていて、できればそうしたいとは思っていますが、いきなり規制をかけるのは乱暴な話なので、まずはスモールスタートで今回の制度を作り、これが将来的に少しずつ浸透した段階で、次の方向性を検討していければと考えています。

●委員

熱源に対しては、特に決まりはないのか。ゼロカーボンを目指すのなら熱源の部分についても検討は必要かと思う。

●企画環境課

現在、試験的に町の事業で、事業者に対して会社の建物やホテルなどの建物の省エネ診断を町の費用負担で行っています。今年は7社行いましたが、省エネ診断した結果をお知らせして終わりではなくて、次の設備更新の時に、どのような更新をしたら良いのかという提案までしていきたいと思っています。実際、提案に基づいた改修を行ったから効果が出ているという話もあります。温暖化対策の取り組みをしていただける事業者さんと町が協定を結び、その事業者さんに対して省エネ診断などの支援をやっていくことも条例の中で検討しています。さらにそれを踏まえて、何年後かに改修を行う時にその改修費用を何らかの形でご支援する。そのような誘導はあわせてやっていきたいと考えています。

●会長

次に、その他について事務局から説明をお願いします。

●事務局

今後の予定としましては、今年度中は急を要する案件があれば開催します。特段なければ、5月ごろの開催となりますが、4月末で委員の皆様の任期が終了しますので、改めて委員の委嘱を行い、開催したいと思います。

●会長

それでは委員の皆さん全体を通じて何か質問等ありますか。なければ、以上をもちまして、第17回ニセコ町都市計画審議会を閉会させていただきます。本日は、どうもありがとうございました。